



認証の移転について

2015年1月
公益財団法人 日本適合性認定協会(JAB)
認定センター

はじめに

- 近年、「認証の移転」の案件が増えている
- 「認証の移転」は、認定された認証への信頼に基づき行われる活動である
- 認証の信頼性を損なわない形で移転の活動が行われるよう、「認証の移転」の意味するところ、また関連する規定（ISO/IEC 17021、IAF MD2）を適切に理解する必要がある

認定された認証の移転

- IAF Mandatory Document for the Transfer of Accredited Certification of Management Systems - Issue 1

認定されたマネジメントシステム認証の移転のためのIAF基準文書 第1版

- 2007年12月14日発行
- 2008年9月15日より適用

→ JABは、IAF MD2を翻訳し、JAB MS302として、マネジメントシステム認証機関に対する認定基準に採用

* JAB MS302は、JABウェブサイト(<http://www.jab.or.jp>)から入手可能

IAF MD2規定項目



0. 序文

1. 定義

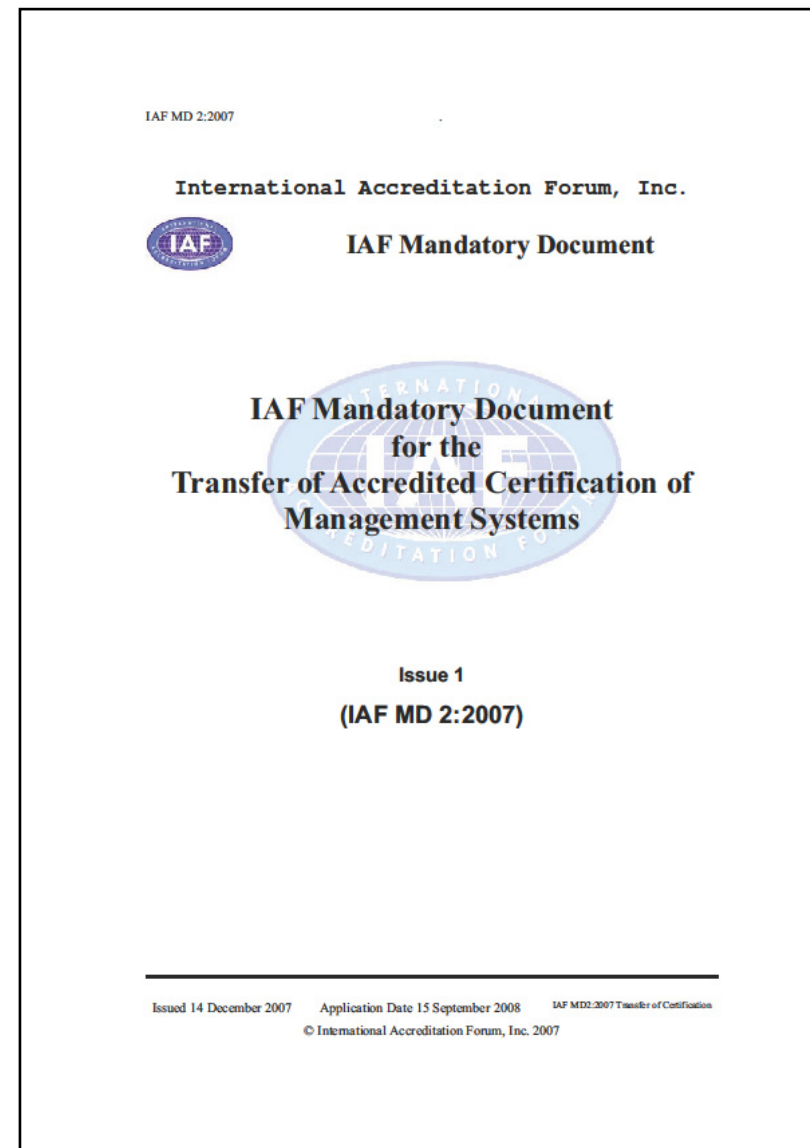
1.1 認証の移転

2. 最小限の要求事項

2.1 認定

2.2 移転前のレビュー

2.3 認証



認証の移転とは



□ 認証の移転

- ある認定されたCB(発行元CB)によって授与された、既存の有効な認証を、他の認定されたCB(受入れ側CB)が、その受入れ側CB自身の認証を発行する目的で、認知すること

□ IAF MD2に基づく移転の対象

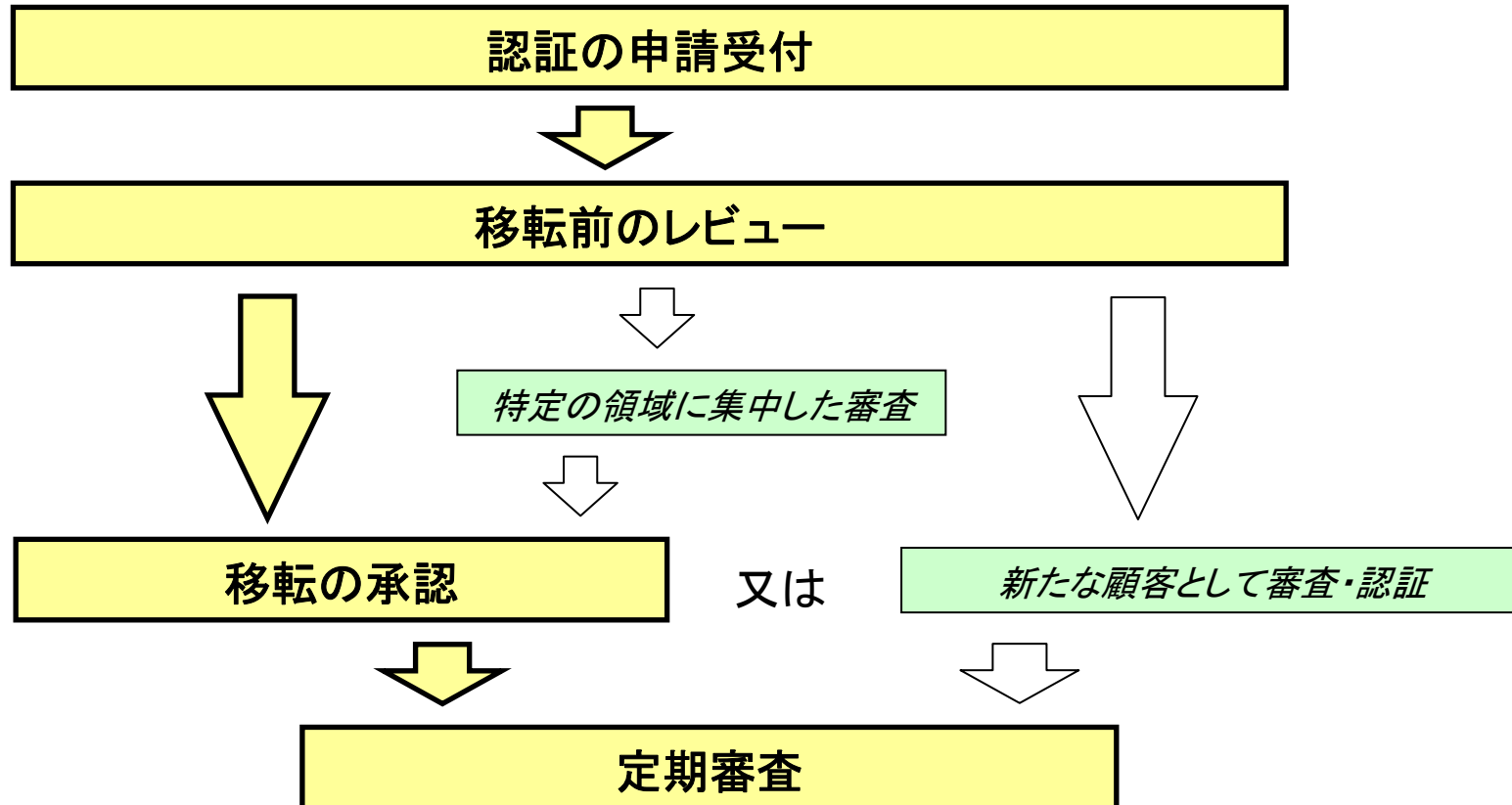
- IAF MLA(国際相互承認協定)加盟認定機関の認定を受けた認証

IAF MLAによって、同MLA加盟認定機関の認定を受けた認証(例:ISO 9001)は互いに同等とみなされることによる

認証移転の要点

- 認証が移転される場合、認証の完全な状態の維持を保証すること
- 認証の移転においては、これまでの認証審査プログラムが引き継がれる

認証の移転の流れ



移転前のレビュー(1/2)



- 移転前のレビューにおける実施項目
 - 次の項目を含んでいることが望ましい
 - 認証された顧客の活動が、受入れ側CBの認定された認証範囲に属していることの確認
 - 移転を希望する理由
 - 認証の移転を希望するサイト(一つ又は複数)が、有効な認定された認証を保有していること
 - 最後に実施された認証／再認証の審査報告書、その後のサーベイランス報告書、及びそれらから明らかになるであろう未完結の不適合についての検討
 - 組織が受けた苦情、取った処置
 - 認証周期における現在の段階、ほか

移転前のレビュー(2/2)

- 移転前のレビューの実施方法
 - 文書レビュー
 - 発行元CBへの連絡
 - 組織への訪問など

- レビューを実施する要員の力量
 - 文書レビューや組織への訪問などを含む認証移転レビュー、移転の判断が適切に実施されるため、その一連の流れが、適切な力量を有した者によって行われることが必要

参考: IAF MD2 2.2.1

- 受入れ側CBの力量がある者が、予定の顧客についてその認証のレビューを実施しなければならない。(後略)

よくある質問(1/5)

～IAF MLA対象でない認証の扱い～

- IAF MLAでカバーされていない認証(例:FSMS、ISMS)について、IAF MD2を適用することが可能か？
 - 受入れ側CBは、IAF MD2を参考にして、その認証の状態(例:JAB又はIAF加盟メンバー認定を受けた認証など)に応じて、組織を新たな顧客として扱い、審査を設計することができる

参考:IAF MD2

- この基準文書は、QMS、EMSに限定されるのではなく、他のMSのためにも使用することができる。
- 2.1.1:IAF MLA 加盟メンバーの認定によってカバーされている認証のみを、移転の考慮対象としなければならない。そのような認定によってカバーされていない認証を保有する組織は、新たな顧客として扱われなければならない。

よくある質問(2/5)

～「新たな顧客として扱う」の考え方～

- 「初回審査並みの審査」をして認証し、認証サイクルをその審査から設定すること
- 既に得られている情報、これまでの組織の認証経験から、受入れ側CBが合理的に説明できる範囲において、通常の初回審査よりも少ない審査工数で審査計画されることも考えられる
- 新たな顧客として扱った場合の審査プログラム
 - 以前の審査プログラムを引き継ぐことはできない
 - ただし、初回／再認証審査、初回審査並みの審査の時期などの考慮によって、以前の認証サイクルに合わせたような審査プログラムにすることは可能

よくある質問(3/5)

～「発行元CBへの連絡」の考え方～

- 「連絡」の目的は、移転対象の既存の認証が完全な認証状態を維持していることを示す、正確かつ十分な情報(例:不適合の解決状況)を得るため
- 「連絡」は、移転前のレビューの目的を達成するための重要な手段と考えられる。発行元CBと受入れ側CBが協力して、完全な認証状態の維持を確実なものにすることが期待される
- 受入れ側CBは、発行元CBとの連絡がとれない場合、これについて適切な理由付けが求められる。少なくとも、「連絡」の目的に基づき、受入れ側CBとして、なぜそのような判断に至ったのか、明確にする必要がある

よくある質問(3/5)

～「発行元CBへの連絡」の考え方～

- 「連絡がとれない」状況とは、例えば、次をいう
 - CBが倒産した
 - CBが認証業務を中止し、照会に対応していない

注)「発行元CBに電話をしたが、取り合ってもらえなかった」という状態は、「連絡」の目的に基づき「連絡がとれた」ことには当たらない。

ただし、「連絡がとれない」理由付けの一例と捉えられる

よくある質問(4/5)

～レビューに際し入手する報告書～

- 入手対象の報告書には、何が含まれるか？
 - 最後に実施された認証又は再認証の審査報告書
 - その後のサーベイランス報告書
- もしこれらの報告書一式を入手できない場合、新たな顧客として扱う必要がある
- 「認証の完全な状態の維持を保証する」という目的のため、入手可能な場合、他の関連文書を検討対象に含める

参考: IAF MD2 2.2.1

■ (前略) このレビューは、次の項目を含んでいることが望ましく、また、その所見は、十分に文書化されなければならない。

(iv) (前略) 最後の認証、再認証の審査報告書、又はその後のサーベイランス報告書が入手できない場合、又は、サーベイランス審査が遅滞している場合、当該組織は、新たな顧客として扱わなければならない。

よくある質問(5/5)

～「認証文書の記載日」の考え方～

- 認証の移転後、JIS Q 17021 8.2.3 b)が定める「認証の授与」日として記載しなければならない日付の考え方
 - 自機関が、認証を授与した日であり、発行元CBによる認証の授与日ではない。認証の移転承認の日がこれに当たる
 - 移転承認とは、受入れ側CBが、自機関の顧客として認証を行う／決定することをいう

参考:JIS Q 17021 8.2.3 b)

- 認証文書は、次の事項を明示しなければならない。
 - b) 認証の授与, 拡大又は更新の日付

よくある質問(5/5)

～「認証文書の記載日」の考え方～

- 認証の移転後、「認証の授与」日として記載しなければならない日付の考え方(つづき)
- 受入れ側CBが、参考情報として、誤解を与えない形で、発行元CBによる認証の授与日を認証文書に記すことは可能

おわりに



- この資料では、改めて、マネジメントシステム認証の移転について、その目的、手続きなどを整理しました
- 認証の移転においては、認証の完全な状態の維持を確実にすることが重要となります
- そのため、発行元CBと受入れ側CBの協力が不可欠です
- そのツールとして、IAF MD2などの関連文書について理解を深め、認証の移転に取り組んでいただけますようお願いいたします